

保険料は大切な財源です

令和8年度介護保険料の特例
 令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる65歳以上の人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および市民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市民税課税とみなす場合があります。

保険料は基準額をもとに決められます

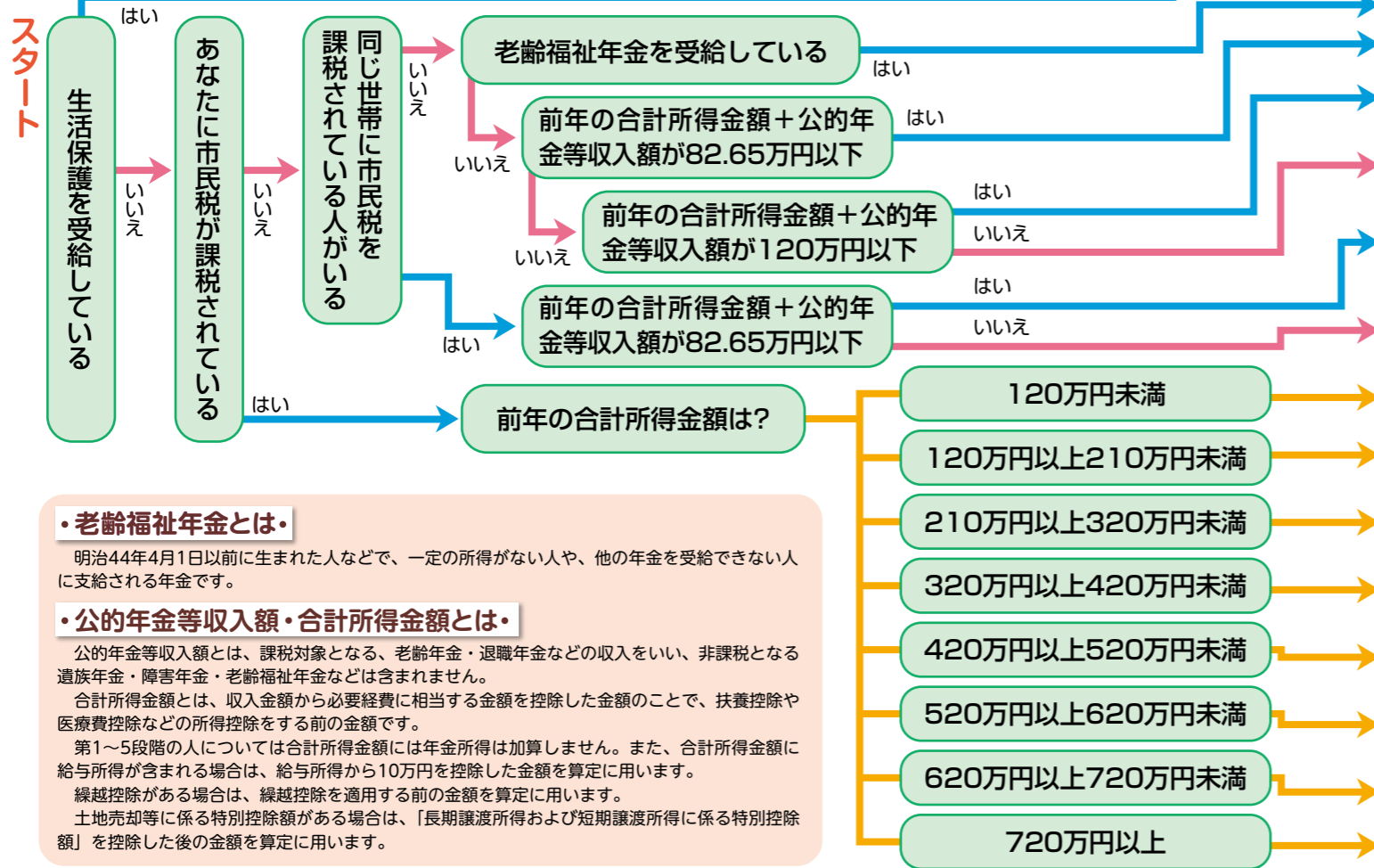
$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{草津市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分}}{\text{草津市の65歳以上の人数}} \div 12\text{か月}$$



65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

決め方 介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、みなさんの所得に応じて設定されます。

あなたの所得段階は？



所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給の方 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額82.65万円以下の方	基準額×0.285※	22,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額82.65万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485※	37,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額120万円を超える方	基準額×0.685※	53,400円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額82.65万円以下の方	基準額×0.90	70,200円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額82.65万円を超える方	基準額×1.00	78,000円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円未満の方	基準額×1.20	93,600円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	101,400円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	117,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	132,600円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	148,200円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	163,800円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	179,400円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額720万円以上の方	基準額×2.40	187,200円

・老齢福祉年金とは・

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

・公的年金等収入額・合計所得金額とは・

公的年金等収入額とは、課税対象となる、老齢年金・退職年金などの収入をいい、非課税となる遺族年金・障害年金・老齢福祉年金などは含まれません。
 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 第1～5段階の人については合計所得金額には年金所得は加算しません。また、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した金額を算定に用います。
 繰越控除がある場合は、繰越控除を適用する前の金額を算定に用います。
 土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した後の金額を算定に用います。

納め方

年金が年額18万円以上の人

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。



特別徴収の人は

年金が年額18万円未満の人

普通徴収

送付される納付書にもとづき、6月～翌年3月（年10回）で、介護保険料を草津市に個別に納めます。

年度途中で65歳になった人や、年度途中で他の市区町村から転入してきた人などについては、年度途中でも特別徴収へ切り替えられます。



普通徴収の人は

※社会保障の充実の一つとして（低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして）第1～3段階の基準額に対する割合は、次の通りに軽減されています。

第1段階 0.455→0.285 第2段階 0.685→0.485 第3段階 0.69→0.685
 ※世帯は4月1日（年度途中で資格取得した方は資格取得日）時点の状況で判断します。

前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は前年度の2月分と同額を仮の保険料額として納付します（仮徴収）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに本年度の保険料を算出し、そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



仮の保険料額を納めます。前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

口座振替が便利です

- 預金通帳 ● 印鑑（通帳届け出印）

口座振替にすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。上記のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

モバイル決済サービスがご利用できます。

PayPay、銀行Pay など

